



埼玉医科大学医学部 同窓会会報

第68号

平成28年12月



巻 頭 言

副会長 田 中 政 彦



天高くすがすがしい秋晴れのなか、同窓生諸兄はいかがお過ごしでしょうか。我が国のそれぞれの地域には今までに構築されてきた医療・介護提供体制がそれなりに整備されていますが、保険制度の側から見れば200円相当の医療給付のために国民の平均的な医療保険料の負担は100円相当であるといわれています。即ち50%は国民皆保険を維持するために国の給付金で賄われているわけです。我が国の組合健保の保険料率は約8%（事業主4%、被用者4%）ですが、国際的には例えばフランスは約18%（事業主13%、被用者5%）、ドイツでは15.5%（事業主7.3%、被用者8.2%）であり、現状の保険制度は財政的に不健全であり、破綻の方向に向かっているといわなければなりません。保険料率を上げる必要性も確実にあると思いますが、給付を賄うために実施しなければならなかった消費税率10%の先送りや財政的に厳しい状態に追い込まれているのも現実と感じられます。

このような財政状況の中で、適正な医療を推進するために1つの法律が制定されました。

それが、平成26年6月25日に施行された『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』です。その趣旨として「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。」となっております。概要としては

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（医療介護総合確保促進法関係）
 - ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
 - ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定
2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）
 - ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それ

をもとに地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定

- ②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け
3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）
 - ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化 ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
 - ②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
 - ③低所得者の保険料軽減を拡充
 - ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）
 - ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
4. その他
 - ①診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
 - ②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
 - ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
 - ④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

となっております。この方針に沿って医療及び介護システムを地域ごとに整備してゆく事になっており、既に各々の地域で医療機能の役割分担、病床機能分化・連携に向けた方策の検討、地域住民への啓発などが、地域における協議の場（調整会議）で議論されることになっていきます。地域ごとの医療・介護の必要度をnational data base(NDB)とDPCデータにより出来る限り正確にくみ取り、必要かつ十分な医療・介護を提供できる我が国固有の皆保険制度を創造するために、十分な協議が是非とも必要です。

それぞれの医療現場で活躍されている同窓生諸兄の人的資源が、今形成されつつある地域包括ケアシステム（the integrated community care system: ICCS）構築の真ん中で、地域医療の刷新のために活用されなければならないと強く感じています。

お 知 ら せ

落合記念賞研究助成金の公募について

第28回落合記念賞研究助成金（若手研究者による、医学上将来性に富む研究に対して、1件100万円を上限として毎年3～4件を対象に助成）を下記の通り公募致しますので、ご希望の方は所定の申請書をご提出下さい。

第28回落合記念賞研究助成金応募要項

1) 申請資格者

埼玉医科大学医学部同窓会会員（但し、教授・准教授・医学部学生は対象から除外する。）で、平成29年4月1日現在40歳未満の者とする。

2) 研究者

個人または複数であっても構わない。協同研究者が申請者の所属と異なっても構わない。

3) 研究期間

原則として2年以内に研究成果が得られる研究であること。

4) 申請に必要な書類（4～5枚1組）

* 申請書－所定の書式用紙〔3枚、7)に該当する者は4枚1組〕に記入のこと。

* 推薦書－所属学科長ないしは科長、またはそれらに代わる者を推薦者として、所定の書式用紙に記入のこと。

5) 申請期間

平成29年1月16日～3月31日迄の間に、上記の申請書類一式を埼玉医科大学医学部同窓会事務局に提出のこと。

6) 助成金について

助成金は最高100万円までとする。

授与式は同窓会総会で行う。助成金の交付方法その他については、受賞者に総会終了後説明する。

なお、研究継続が不可能となった場合には、直ちに同窓会会長に報告するとともに、未使用額分の助成金は同窓会に返納しなければならない。

7) その他

申請の研究と同一とみなされる研究で、既に他の助成金の交付を受けている場合、あるいは申請中の場合には、申請書（4）にその内容を明記し提出のこと。なお、同一の研究題目で既に他の助成を受けている場合は、なるべく応募をご遠慮下さい。

海外留学奨励助成金の公募について

医学部同窓会では、正会員の海外留学を支援するために、助成金の公募を行っています。募集要項及び助成金申請書をご希望の方は、同窓会事務局までお問い合わせ下さい。

* 申請資格

埼玉医科大学医学部同窓会正会員で、1年以上継続して医学研究のため海外留学を予定し、応募前年度までの年会費を完納している者。

* 募集期間（毎年）

前期 2月1日～7月31日

後期 8月1日～1月31日